

～70歳以上のみなさまへ～

平成29年8月診療分から高額療養費の上限額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。みなさまのご理解をお願いいたします。

摘要区分		平成28年度		平成29年度	
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% <多数回44,400円※>	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% <多数回44,400円※>
	課税所得 145万円未満の方	12,000円	44,400円	14,000円 *年間上限14 万4千円	57,600円 <多数回44,400円※>
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税 世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税 世帯 (年金収入 80万円以下など)		15,000円	15,000円	

※過去12か月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎0859-54-5210

## 平成29年度 後期高齢者医療保険料の軽減について

世帯の所得に応じて均等割額、所得割額が軽減されます。

### ①均等割額の軽減範囲の拡充

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は27万円（平成28年度は26万5千円）、2割軽減は49万円（同48万円）に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

### ②所得割額の軽減

所得割額を負担される方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が一律2割軽減されます。（年金収入のみの場合、年金収入が153万円から211万円以下の方）

### ③被扶養者であった方の軽減

75歳になられる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割額が7割軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得（収入）金額等 （世帯主と被保険者により判定）	軽減後の 均等割額
9割	〈基礎控除額（33万円）以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない場合）の世帯	4,248円
8.5割	〈基礎控除額（33万円）〉以下の世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,372円
5割	〈基礎控除額（33万円）+ <b>27万円</b> × 世帯の被保険者数）以下の世帯	21,240円
2割	〈基礎控除額（33万円）+ <b>49万円</b> × 世帯の被保険者数）以下の世帯	33,984円

\*年金収入の場合は、「年金収入 - (120万円 + 15万円) が軽減の判定をする所得になります。

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします。

◆問い合わせ先 税務課 ☎0859-54-5208